（参考様式６）

交付対象作物の収量が相当程度低いことについて

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

○○地方農政局長

北海道農政事務所長

内閣府沖縄総合事務局長

　貴殿が作付けした水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業に係る（交付対象作物※）については、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第２の１の（９）、２の（８）の⑦、３の（８）の⑦又は４の（８）の規定に基づき、収量が相当程度低いと判断されました。

　交付対象作物の収量が相当程度低い場合は、基本的に水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業の交付対象にはなりませんが、収量が相当程度低くなったことについて合理的な理由がある場合には、本交付金の対象となりますので、別添の「収量が相当程度低くなったことの理由書」及び関係書類を、令和○年○月○日までに地方農政局長（北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長）宛て御提出ください。

　なお、期日までに理由書等の提出がなされない場合及び提出された理由書等からは合理的な理由があると認められない場合は、本交付金の交付対象となりません。

※（交付対象作物）については、該当の交付対象作物名を記入すること。

参考様式６別添

　令和　　年　　月　　日

収量が相当程度低くなったことの理由書

地方農政局長　殿

北海道農政事務所長

沖縄総合事務局長

　　　交付申請者　　住所

氏名

水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業に係る（対象作物名）について、収量が相当程度低くなったことの理由を、下記のとおり報告いたします。

１．対象作物（該当するものに✓（チェック）を付けてください。）

　新市場開拓用米　　　加工用米

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① 実需者等への出荷数量 | ② 当初契約数量 | ③＝①/② |
| kg | kg |  |

　飼料用米（生もみ除く）　　　米粉用米

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① 10a当たり収量 | ② 標準単収値 | ③＝①-② |
| kg/10a | kg/10a | kg/10a |

　その他（作物名：　　　　）

収量が相当程度低くなったことの理由について、以下の２～６の該当する全ての項目について、✔を入れてください。

　また、該当する事項がない場合には、その他に✔を入れた上で、具体的な理由を記載してください。

※　理由の根拠となる証拠書類の提出が必要です。

２．は種又は移植の段階における理由

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産に向けて適期のは種又は移植が困難となった。※３～６における理由の✔（必要に応じてその他の理由を記載）も必要。 |
| □ | 交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適期のは種又は移植が困難となった。※３～６における理由の✔（必要に応じてその他の理由を記載）も必要。 |
| □ | その他 |

３．生産・収穫の段階における理由

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産を行っていたが、対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。 |
| □ | 病虫害等により、適切な生産を行っていたが、対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。 |
| □ | 鳥獣害等により、適切な生産を行っていたが、対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。 |
| □ | 交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への作業受委託等を行ったが、適切な生産・収穫が困難となり、対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。 |
| □ | その他 |

４．出荷・販売の段階における理由

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 農産物検査の受検において、最低重量を確保することができず、受検等が不可能となった。  ※最低重量を確保できなかった理由の要因として、上記２及び３における理由の✔（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。 |
| □ | 農産物検査の受検又は農産物検査によらない確認において、加工用米及び米粉用米は３等以下、飼料用米は不合格又はそれに相当すると確認された数量が発生した。  ※品位の低下等の理由の要因として、上記２及び３における理由の✔（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。 |
| □ | 交付申請者の入院、死亡等の理由により、出荷・販売が不可能な状況となったため、対象作物の出荷・販売を行うことができなかった。 |
| □ | 需要者の倒産や引き取り拒否等により、対象作物の出荷・販売を行うことができなかった。 |
| □ | その他 |

５．２～４に掲げているもの以外の理由（ほ場条件の制約等による減収等）

|  |
| --- |
|  |

６．地方農政局等からの栽培管理に係る改善指導に対して実施した改善措置について

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 以下のとおり、改善措置を講じた。 |
| □ | 改善措置を講じていない。（当年度における理由について、前年度と同一内容が含まれる場合、水田活用の直接支払交付金については、返還又は不交付になります。） |

（注）「改善点の根拠としたもの」欄は、客観的かつ合理的な知見に基づく手法により改善が行われたことを確認できるもの（改善指導を行った者や普及組織名、栽培指針等）を記載してください。

７．添付書類

理由書の根拠となる証拠書類として、以下のア～エの該当するすべてを提出することが必要です。

また、ア～エ以外にも地方農政局長等が必要に応じ追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が定める期限までに提出することが必要です。

　ア 収量が相当程度低くなった要因を裏付ける書類

　　 ※①・②は、理由書の根拠となる証明書類の具体例です。提出する際の参考としてください。

①自然災害の場合：

・農作物共済の支払書類等

・対象作物の被害状況（撮影月日及び対象地番で生産された対象作物であること）を明確に把握できる写真

・農地の被害状況（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真

・公的機関や地域農業再生協議会等が被害状況を確認した書類等

・近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できる書類（気象庁公表データ等）等

②交付申請者の体調不良等の場合：

・通院等の診療レセプト、診断書、入院証明、死亡届等

　イ 適切な生産が行われていたことが分かる書類

・農作業日誌、種子や肥料の購入伝票等

　ウ ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類

・農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真や書類（施工図、見積書、精算書、領収書）等

　エ 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施された改善措置が分かる書類

・改善指導通知の写し

・改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等

・改善に係る農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等

・農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真や書類（施工図、見積書、精算書、領収書）等

　オ その他書類

※ア～エ以外の理由書の根拠となる証明書類の具体例です。提出する際の参考としてください。

・ア以外の要因による場合には、収量が相当程度低くなったことの理由を裏付ける根拠となる書類等

・農産物検査により加工用米及び米粉用米は３等以下、飼料用米は不合格が発生した場合には、農産物検査結果通知表の写し

・農産物検査によらない方法の確認により交付対象とならない数量が発生した場合には、確認したことがわかる資料の写し

（参考）当年産の主食用米の生産状況（主食用米の作付けがある場合に記入）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収　　量 | kg | 作付面積 | ㎡ |

（留意事項）

・収量が相当程度低くなった対象作物が複数ある場合は、対象作物の種類ごとに作成してください。

・以下のア～オのいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。

ア 収量が相当程度低くなった要因が自然災害であるときは、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害による被害がない場合（公的機関や地域農業再生協議会等による被害の証明がある場合を除きます。）

イ 適期の作業がなされていない、必要な防除がなされていない等、収量が相当程度低くならないことが明らかに困難な栽培と認められる場合

ウ ほ場条件の制約があるときは、これに対応した対策を講じていない場合、又はこれに対応した対策を講じても収量が相当程度低くならないことが明らかに困難なほ場での栽培と認められる場合

エ 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない場合

オ 管理不十分のために収穫物を毀損させる等農業者が当然に払うべき注意を怠っている場合